

さ情審査答申第148号
平成29年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月6日付けで貴職から受けた、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（平成29年6月1日付け）」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年6月1日付け南区区第844号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

開示した文書が黒く塗られているのはおかしい。私のプライバシーが無くて、他の人のプライバシーが守られているのはどうかしている。

なぜ黒く塗るのかと言ったら、依頼者のプライバシーを守るためだ、印影は悪用されると困るからだと言った。私が悪用するのかと言ったら黙ってしまった。私のプライバシーはどうなるのか。自分たちに分の悪いことは一切黙っている。それで、そこに書いてあった司法書士に電話で聞いたら、すぐに請求した理由を答えてくれた。この司法書士が教えてくれなかったら訴えるつもりだったが、電話で丁寧に教えてくれたので訴えるのは

やめた。区役所で、なぜ、私の戸籍が取られたのかと聞いたら、借金があるのではないと言われてた。私は借金などない。

市は、市民のプライバシーを守らない。ただ言われたとおりの仕事を杓子定規にやるだけである。内容を調べて、これなら開示しても何の問題はないということを考えようとしなない。それで、正当な権利利益を害するおそれがあるため開示しないとは、ふざけるなど言いたい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人は、「さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」（平成22年4月30日さいたま市告示第585号。以下「要綱」という。）に基づく本人通知制度に登録しており、処分庁からの通知により審査請求人について記載のある戸籍全部事項証明書及び附票全部事項証明書各1通が第三者（八業士）に交付された事実を知った。
- 2 平成29年6月16日、審査請求人は個人情報開示請求書を処分庁に提出し、第三者が上記証明書を取得する際に提出した請求書の開示を求めた。
- 3 処分庁は、平成29年6月1日に司法書士から提出された「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（戸籍法第10条の2第3項、第4項及び住基法第12条の3第2項、第20条第4項による請求）」を対象個人情報と特定したうえ、請求者である司法書士の氏名、登録番号、事務所所在地、事務所名、電話番号を開示するとともに、以下のA情報とB情報を不開示とする一部開示決定をした。
 - A 「2上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由
 - B 職務上請求書に押印された請求者の職印
- 4 上記A情報については、それが第三者に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別できる情報であって、審査請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるとの理由で、B情報については、開示することにより公となり偽造されるなど請求者である司法書士の不利益となるおそれがあり、本市個人情報保護条例第14条第2号に該当することからいずれも不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報、審査請求人が平成29年6月16日付けで行った開示請求に対し、実施機関が特定した戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（平成29年6月1日付）であるところ、実施機関は、そのうち上記第3の3記載のA情報及びB情報につき、条例第14条第2号を理由に不開示としたところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めて審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 条例第14条第2号は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを規定している。

そして「正当な権利利益を害するおそれ」とは、開示請求者以外の者のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益、自由な事業活動上の権利、競争上の地位などを害するおそれを指している。

- (2) そこで当審査会としては、本件不開示情報について、条例第14条第2号の該当性を検討する。

① A情報について

依頼者（第三者）が他の人の戸籍謄本・住民票の写し等の取得をするために、職務上請求書に記載した、第三者の氏名等の個人情報が条例上開示することが必要である情報に当たるかどうか、各地方自治体においてその判断が分かれているところではあるが、当審査会としては上記情報の開示にあたっては、審査請求人の戸籍情報を知った第三者の氏名の開示を求める審査請求人の利益と、審査請求人の戸籍情報を得た第三者の氏名を開示しないことによって得られる当該第三者の利益を比較衡量すべきと考えるところ、依頼者に関する具体的な内容は、当該情報を開示することにより開示請求者以外特定の個人を識別することができる情報そのものであることを考慮し、第三者の氏名を開示しないことによる第三者のプライバシーの利益が守られるべきものとするものである。

また、業務に関する具体的な内容についても、開示することにより、本件司法書士が依頼者からどのような受任内容をもって職務上請求を行っているかが依頼者以外の第三者に明らかとなり、本件司法書士が受任した業務の内容を履行することができなくなるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件不開示情報が開示されることにより、本件司法書士は当該依頼者からの信用・信頼を失い、業務の履行に支障を来すとともに、今後、本件司法書士の社会的評価が損なわれるなど競争上の

地位をも害するおそれがあると認められる。

② B情報について

本件不開示情報は司法書士の職印の印影である。司法書士の職印の印影は、司法書士としての資格に基づき作成する文書に押印されるものであるところ、その印影は当該文書が司法書士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものと認められる。したがって、これが開示されることとなれば、これを用いて文書の偽造がされるなどにより、本件司法書士の権利ないし正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

③ なお、条例第14条第2号ただし書においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報について規定しているが、本件審査請求書及び審査請求人の陳述からは、同号ただし書に該当する事実は窺うことができず、上記ただし書きに基づいて開示すべき必要性も認められない。

④ 以上より、実施機関においてA情報及びB情報が条例第14条第2号に該当するとし、不開示とした本件処分は妥当である。

3 なお、その他審査請求人の主張は本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないため言及しない。

4 よって、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月 6日	諮問の受理（諮問第470号）
②	同 年 7月20日	審議
③	同 年 8月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年 9月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 10月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

委 員	吉 田 聰	弁 護 士
-----	-------	-------

(五十音順)